

山口市移送サービス支援事業の自家用有償旅客運送者登録更新について

1. 実施主体 山口市
2. 委託事業者（運行事業者） 社会福祉法人山口市社会福祉協議会（阿知須出張所）
3. 事業内容
車いす積載仕様等の福祉車両により利用者の居宅と医療機関、社会福祉施設等間を移送

4. 事業の経緯及び必要性

各地域の移送に関する課題への取組みとして、阿知須区域は平成10年から、小郡区域は平成12年から、阿東区域は平成16年から事業を開始し、直近では令和2年度の本会議において御承認いただいております。

常時車いす使用者が、通院等で公共交通機関を利用することは大きな困難を伴い、閉じこもりによる病状の悪化や社会との関わりの希薄化が課題とされています。

今般、タクシー業界においても運転手のヘルパー資格の取得や介護タクシー事業の展開を行われているが、当移送サービス支援事業等は、障がいのある方や認知症等の高齢者の社会参加支援を目的に、本市の委託事業として山口市社会福祉協議会により運行されています。利用者は山口市社会福祉協議会に事前登録された者に限られ、利用回数も制限されるなど、公共交通を補完するものであり、地域福祉の向上のため必要な事業であることから、引き続き市町村運営有償運送を運行します。

なお、小郡区域は平成30年度以降、阿東地区は平成29年度以降は本事業の利用実績がないことから、運行事業を廃止します。

5. 旅客から収受する対価

利用料金

事業実施区域	利 用 料
阿知須区域	利用時間30分につき 315円
	利用距離1キロメートルにつき 20円
	年会費 1,000円
	(3日前までに要予約、1ヶ月5回以内)

6. 事業・運行計画

(1) 登録更新日 令和5年10月1日

(2) 実施区域等

事業実施区域	移送範囲	利用対象者（登録制）
阿知須区域	山口市及び近隣市町	次の条件を全て満たす者 ① 阿知須区域に住んでいる者 ② 心身障害、高齢、疾病その他の理由により、車いすを日常的に使用している者 ③ 身体的理由により、バス・タクシー等の公共交通機関の利用ができない者

7. 活動実績

	登録会員（人）			延べ利用者数（人）			走行距離（km）		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
阿知須区域	5	1	1	22	12	6	240	155	77

8. 配置する自家用有償旅客運送自動車の数及び種類ごとの数

（台）

区域	市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 （軽）
	寝台車 （軽）	車いす車 （軽）	兼用車 （軽）	ミニバス （軽）	セダン等 （軽）	小 計 （軽）	
阿知須区域	（ ）	1 (1)	（ ）	1 (1)	（ ）	（ ）	2 (2)

9. 運転手

区域	大型2種	大型1種	普通2種	普通1種
阿知須区域（3名）	—	—	—	3名

1種運転免許所持者は、次の要件のいずれかを備える。

- ① 国土交通大臣が認定する講習を修了
- ② ①に準じるものとして、国土交通大臣が認める研修を修了

10. 体制

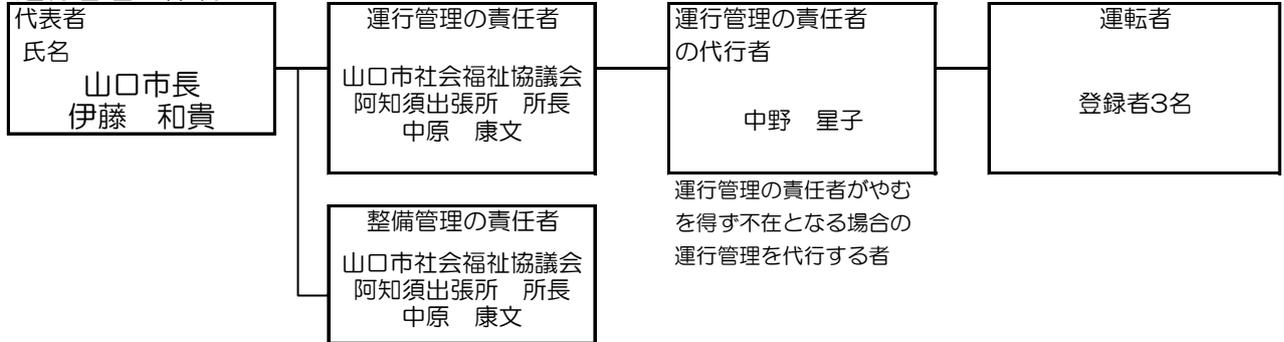
事業実施にあたり、国土交通省の要件を満たす下記体制を整える。（別紙）

- 1 運行管理体制
- 2 整備管理に係る指揮命令系統
- 3 事故連絡体制
- 4 苦情処理体制

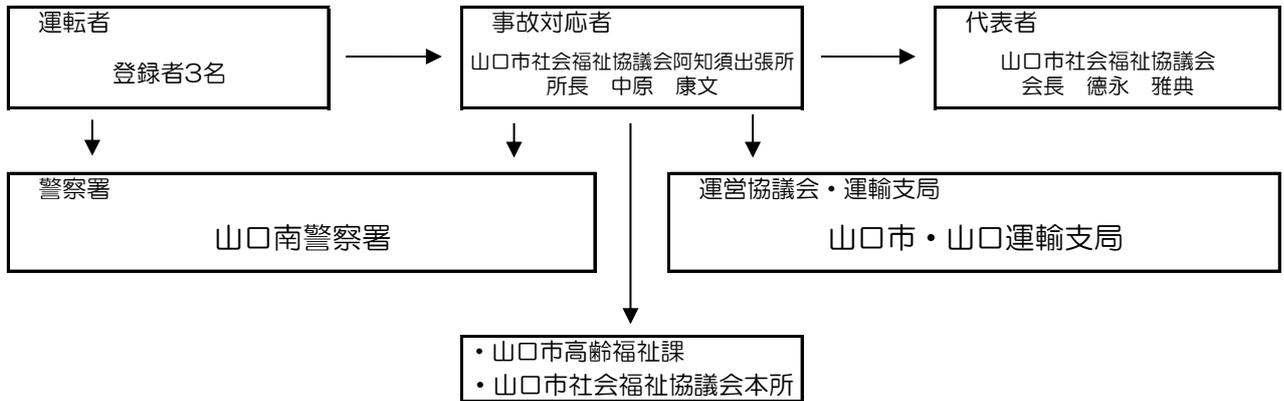
(別紙) 阿知須区域

1. 運行管理体制 2. 整備管理に係る指揮命令系統

運行管理体制



3. 事故処理連絡体制



4. 苦情処理体制

